

後期高齢者医療保険の新しい資格確認書などを郵送します

令和8年8月1日から使える「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を、7月中旬に郵送します。年齢や、マイナ保険証の利用状況によって交付されるものが異なりますので、ご注意ください。

送付するもの

年齢(令和8年8月1日時点)	対象者	送付するもの
85歳以上	全員	資格確認書
84歳以下	マイナ保険証を普段から利用している人 ※	資格情報のお知らせ
	上記以外(マイナ保険証を利用していない人)	資格確認書

※マイナ保険証を普段から利用している人とは、過去1年間で6回以上使い、おおむね直近3か月以内にマイナ保険証を使った人です。

医療機関へのかかり方

【85歳以上の人】これまで通り、「マイナ保険証」と「資格確認書」のどちらでも、受診できます。

【84歳以下の人】

「資格確認書」が届いた人	医療機関などの窓口で、「資格確認書」を提示してください。 ※高額療養費制度における限度区分が記載されていない人で、限度区分を資格確認書に記載する場合には、医療保険課または各支所で申請してください。
「資格情報のお知らせ」が届いた人	医療機関などの窓口で、「マイナ保険証」を提示してください。「資格情報のお知らせ」は、何らかの事情でマイナ保険証が使えない場合に、マイナンバーカードと一緒に提示することで受診できます。 ※「資格情報のお知らせ」のみでは受診できません。 ※マイナ保険証で受診することで、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。 ※マイナ保険証を紛失した場合や、医療機関の受診時にマイナ保険証の利用が困難な人などには、資格確認書を交付しますので、医療保険課または各支所で申請してください。

※今回送付する「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」の有効期限は令和9年7月31日です。これまで使っていた「資格確認書」はハサミなどで細断して破棄してください。

問 医療保険課 医療・年金G ☎52-1111 内線165

国民年金保険料の免除などができる制度があります

経済的な理由などで、国民年金保険料の納付が困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」があります。

保険料を納め忘れの状態、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

【令和8年度分(令和8年7月～令和9年6月分)の免除等の受付】

申込開始日	令和8年7月1日
申請方法	市役所医療保険課または水戸北年金事務所国民年金課で手続きをしてください。
その他	令和8年度分以外でも、申請時点の2年1か月前の月分まで、さかのぼって申請できます。申請を忘れていた期間のある方もご相談ください。

問 医療保険課 医療・年金G ☎52-1111 内線163
日本年金機構水戸北年金事務所国民年金課 ☎029-231-2283(音声案内：②→②)